

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織運営と法律](#) | [団体行動（争議行為）](#) (1)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

団体行動（争議行為） (1)

様々な団体行動

労働組合は、使用者との団体交渉を通じて、労働条件の維持向上を図ったり、組合活動の自由の保障などを勝ち取ることを目指す。

このような労働組合の要求を実現するために、使用者には団体交渉に応じる義務が課されている。

しかし、使用者に課されているのは、団体交渉で誠実に交渉する義務であり、労働組合の要求を受け入れなければならない義務までではない。

このため、使用者が労働組合の要求を受け入れず、団体交渉が決裂することも珍しくない。

団体交渉が決裂しても、労働組合がそれ以上、打つ手がなければ、団体交渉は絵に描いた餅になりかねない。

使用者が、「交渉はまじめにやるが、結論として組合の要求は受け入れない」というスタンスに立った場合、組合の要求は何ら実現されず、労働組合の存在自体が無意味になってしまう。

団体交渉の行き詰まりを打破するために、労働組合に与えられた武器が「団体行動権」だ。

団体行動権には、「組合活動権」と「争議権」がある。

使用者に極めて大きな打撃を与えるのが「ストライキ」であり、争議行為に該当するが、労働組合は争議に至らない場合でも、自らの要求を実現するために様々な活動を行うことができる。

争議行為と同様に、これらの組合活動に対しても、「民事・刑事免責」「不利益取り扱いの禁止」などの原則が働く。

具体的な活動については後述する。

[\(つづく\)](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's広場](#)[関連リンク](#)